

弘前市子どもの読書活動推進計画
(第三次)

令和2年4月

弘前市教育委員会

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の期間 1
- 3 計画の構成 1

第2章 第二次計画における取組の成果と課題 2

第3章 基本方針

- 1 子どもの読書環境の整備 3
- 2 家庭、地域、学校の読書推進体制の整備 3
- 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発 3

第4章 家庭、図書館、学校等における読書活動の推進

- 1 家庭における読書活動の推進 4
- 2 図書館における読書活動の推進 5
- 3 学校における読書活動の推進 7
- 4 幼稚園・保育所等における読書活動の推進 9

第5章 子どもの読書活動の推進・支援体制の整備

- 1 推進・支援体制の整備 10
- 2 普及・啓発 10
- 3 市立図書館と学校図書館の連携・協力 11
- 4 計画の点検・評価 11

資料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律 12

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

今日、テレビ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や子ども※1の生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

平成30年6月に行われた学校読書調査(全国学校図書館協議会と毎日新聞が共同で調査)によると、児童生徒の1か月の平均読書冊数は、小学校で9.8冊、中学校で4.3冊、高等学校で1.3冊になっています。

また、1か月に本を1冊も読まなかった「不読者」の割合(不読率)は、小学生8.1%、中学生15.3%、高校生55.8%という結果になっています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために不可欠なものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

子どもの健やかな成長に資することを目的として、国では、平成13年12月12日に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行しました。

弘前市では、この法律に基づき、平成21年3月に「弘前市子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成26年3月には「弘前市子どもの読書活動推進計画(第二次)」を策定して子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

この間、国においては平成30年4月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」を策定しています。

また、青森県においても、県民全体が子どもの読書活動の重要性を理解し、子どものそれぞれの発達段階に応じた読書活動ができるよう、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協力による子どもの読書環境づくりを進めるために、令和2年2月に「青森県子ども読書活動推進計画(第四次)」を策定しています。

これらの情勢の変化と本市における課題を踏まえ、新たに「弘前市子どもの読書活動推進計画(第三次)」を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間にわたる施策の基本的方向を示すものです。また、必要に応じて見直すことにより、より実情にかなったものとしていきます。

3 計画の構成

本計画は、第1章「はじめに」、第2章「第二次計画における取組の成果と課題」、第3章「基本方針」、第4章「家庭、図書館、学校等における読書活動の推進」、第5章「子どもの読書活動の推進・支援体制の整備」の5章で構成されています。

※1 「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

第2章 第二次計画における取組の成果と課題

第二次計画では、三つの基本方針を定め、それに沿って取り組んできました。

その結果、読書活動が活性化し、読書環境は整えられてきていますが、引き続き取り組んでいかなければならない課題もあります。

図書館では、おはなし会の実施などに継続的に取り組んだほか、ブックスタート事業を開始し、乳幼児期から読書に親しめる環境を整備しました。また、弘前図書館、岩木図書館、こども絵本の森の指定管理による運営を始め、市民サービスのさらなる向上を図っています。

学校では、「朝の読書」が定着し、学校図書を活用した授業にも取り組んでいるほか、読書の環境整備においても学校図書標準^{※2}の達成に向けて、計画的な図書の整備がなされています。

このように一定の成果は得られたものの、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた読書のきっかけづくりや機会の提供といった読書環境の整備が求められています

なお、スマートフォンの普及や、それを活用した SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）などのコミュニケーションツールの多様化が進み、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらは子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があり、こうした読書環境の変化について十分に情報収集し、検討を進める必要があります。

第二次計画では、計画期間における計画内容の進捗状況を把握するため、目標を設定し点検・評価することとしており、その達成状況は次のとおりです。

- 市立図書館児童書蔵書冊数が増加した。(達成)
平成 24 年度：94,654 冊 平成 29 年度：112,517 冊
- 市立図書館読み聞かせ事業参加者数が増加した。(達成)
平成 24 年度：1,631 人 平成 29 年度：2,147 人
- 移動図書館巡回箇所数が増加した。(達成)
平成 24 年度：18 箇所 平成 29 年度 24 箇所
- 学校図書標準達成校数が増加した。(達成)
平成 24 年度：小 4 校、中 5 校 平成 29 年度：小 15 校、中 16 校
- 学校図書標準達成率 50%未満の校数が減少した。(達成)
平成 24 年度：小 3 校、中 0 校 平成 29 年度：小 0 校、中 0 校
- 学校図書館における蔵書のデータベース化した校数が減少した。(未達成)
平成 24 年度：小 3 校、中 1 校 平成 28 年度：小 0 校、中 0 校
- ボランティアの協力を得ている校数が減少した。(未達成)
平成 24 年度：小 26 校、中 2 校 平成 28 年度：小 24 校、中 1 校
- 市立図書館と連携している校数が減少した。(未達成)
平成 24 年度：小 14 校、中 0 校 平成 28 年度：小 11 校、中 0 校

※2 学校図書標準…公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目安

第3章 基本方針

1 子どもの読書環境の整備

子どもの読書習慣の形成のためには、乳幼児期から読書に親しめるような環境づくりに配慮する必要があります。

家庭、地域、学校では、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけづくりをし、その読書活動を広げ、読書習慣を身に付けることができるように、本と身近に接する機会を増やすことが大切です。

このような観点から、市では、子どもたちが身近に本に触れられる環境づくりや、読書に親しめる機会の提供に努めていきます。

2 家庭、地域、学校の読書推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。

それぞれが担うべき役割を果たして、子どもが読書に親しめる機会の充実を図ることや、子どもの読書活動に関わっている学校、図書館、公民館などの関係機関、民間団体等が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。

このような観点から、市では、家庭、地域、学校のそれぞれが相互に連携・協力して、子どもが進んで読書活動ができるよう、読書を楽しむ機会の提供と子どもの読書活動に関する情報の提供をしていきます。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもの読書活動を推進するため、子どもの読書の意義や重要性について、市民が広く理解を深め、関心を高める必要があります。

そのためには、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことや、子どもの成長に深く関わっている保護者、保育士、教職員などが読書活動に理解と関心を持つことが重要です。

このような観点から、市では、子どもの読書活動を推進するために、読書活動の意義や重要性についての普及・啓発を行っていきます。

第4章 家庭、図書館、学校等における読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

家庭では、子どもへの読み聞かせや、親と子どもが一緒にする読書など、読書に対する興味や関心を引き出し、読書習慣が自然に身に付くような働きかけが望まれます。

子どもの読書習慣は、ふだん大人が本を読んでいる姿を目にするなど、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう家庭においても配慮していくことが大切です。

特に、乳幼児期においては、身近な人の声を通して言葉に出会い、絵本やおはなしを楽しむことにより豊かな心を育てていきます。

そのため、まず保護者が絵本やおはなしの楽しさ、読書の大切さについて理解を深めることが必要です。

(2) 現状

テレビ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や、子どもの生活環境の変化、さらには、乳幼児期からの読書習慣が形成されていないことなどにより、子どもの活字離れや読み書き能力の低下、創造力の欠如が指摘されています。

(3) 課題

保護者は、読書の大切さを学び、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間をもてるように習慣付けることの大切さについて理解を深めるとともに、子どもと一緒に本を読む時間をもつよう努めることが必要です。

(4) 市の施策

図書館、公民館、地域の読み聞かせ活動グループ等の関係団体、子どもの読書活動や子育て支援が行われる施設（幼稚園、保育所等、地域子育て支援センター、学校等）が連携し、絵本の選び方や読み聞かせの楽しさなどを保護者に伝える場（おはなし会やブックスタート等）を提供し、乳幼児期からの子どもの読書活動を推進する取組の充実及び環境づくりに努めていきます。

2 図書館における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における図書館の役割

- ① 図書館は、子どもが日常生活の中でいつでも読書に親しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心的な役割を果たすことが求められています。

このことから、子どもの読書活動を推進する団体・グループや図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、活動場所の提供や必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等の支援が行われています。

- ② 図書館は、子どもにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書に親しむことのできる場所であり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

読み聞かせによるおはなし会の実施、子どもに薦めたい図書の展示、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

- ③ 図書館は、子どもにとって最も身近な読書活動拠点であることから、子どもに読書の楽しさを伝え、読書活動を推進していくための様々な活動を展開していくことが望まれます。

(2) 現状

- ① 本市には、弘前図書館、岩木図書館、こども絵本の森、相馬ライブラリーの4箇所の市立図書館及び地区公民館図書室等が設置されています。また、移動図書館車で市内24箇所を巡回し、その内15箇所では小学校や児童センターへの巡回を行っています。

それぞれの図書館が果たす役割の重要性についての認識を深め、その活用について積極的な検討が行われることが望まれます。

- ② 平成30年度における弘前市の児童図書数の状況は、全図書館で114,945冊となっており、全蔵書に占める割合は、約22%となっています。

(3) 課題

- ① 図書の整備・充実

ア 子ども読書活動を推進するためには、身近な場所に読書のできる環境を整備していくことが重要です。特に図書館は地域の読書活動拠点として、豊富で多様な図書を整備していくことが必要です。

イ 図書の整備については、計画的に進めるとともに、各市立図書館がそれぞれの特色を生かし、サービスを提供していくことが必要です。

- ② 貸出サービス体制の整備・充実

図書館から離れた地域に居住する子どもの読書活動を推進するために、移動図書館の充実と、団体貸出を含めた児童図書貸出体制の整備・充実を図っていくことが必要です。

- ③ 図書館情報の整備・充実

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出情報、おはなし会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たします。このことから、地域住民への図書館情報の発信のためのホ

ームページ掲載内容の充実や広報活動を行い、図書館情報の整備・充実を図っていくことが必要です。

④ 司書の配置

司書は、児童図書をはじめとする図書の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たすことから、司書の重要性についての認識を深め、地域のニーズに対応できるよう適切な配置が必要です。

⑤ 職員の資質向上

図書館には、児童図書や児童文学に関する広範囲な知識と、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識や、子どもの読書指導に関する知識と技術を有する職員の配置が望まれることから、職員研修の充実を図るなど職員の資質向上に努めることが必要です。

⑥ 障がいのある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実、さらには、豊かな読書活動を体験できるよう、障がいや発達段階に応じた図書の充実を図るとともに、読書に親しめる環境を整備していくことが必要です。

(4) 市の施策

- ① 子どもに対するサービスの充実を図るため、児童図書の収集・提供、おはなし会の開催、特設コーナーの設置、利用案内やレファレンスサービス※3、読書相談等に努めるとともに、司書をはじめ関係職員がこれらの専門的知識・技術を習得し、市内のいずれの図書館でも同等のサービスができるよう、研修の充実を図っていきます。
- ② 読み聞かせやおはなし会が充実し、子どもが本に親しむ機会が増えるようボランティアとの連携や市民参画を進めていきます。また、ボランティアに必要な知識・技術を習得できるよう支援していきます。
- ③ 図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や、複数の図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施等に努めていきます。
- ④ 障がいのある子どもが読書に親しむため、手話による読み聞かせ、対面朗読サービス、点字資料、録音資料などの充実を図るとともに、読み聞かせボランティアの協力を得ながら、福祉関係機関と連携し、障がいのある子どもの読書活動の充実を図っていきます。
- ⑤ ブックスタート※4等の子どもが本と出会うきっかけづくりや、読み聞かせ等の指導、助言の充実を図っていきます。
- ⑥ 小・中学生による図書館見学や一日図書館体験により、図書館への理解を深めるよう努めます。
- ⑦ リサイクル図書※5の推進に努め、本の有効活用を図っていきます。
- ⑧ 子どもが利用しやすい環境の整備に努めます。
- ⑨ 近隣市町村との連携・協力を進め、図書館の広域的な利用に努めます。
- ⑩ 電子書籍等の新しい情報通信技術活用の可能性を検討します。
- ⑪ 専門書の充実、学校図書館や大学図書館との連携を図っていきます。

※3 レファレンスサービス…「～を知りたい」「～はどこに書いてあるの？」などについて相談を受け、図書館職員が資料に基づいて答え、情報を提供すること

※4 ブックスタート…自治体が0歳児健診などの機会に「絵本」と「赤ちゃんと絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動

※5 リサイクル図書…移動図書館用の図書で除籍したものを、地区公民館、小・中学校等に譲渡し再活用すること

3 学校における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割

- ① 学校は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を通じて読書活動を行っており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。
- ② 小・中学校の各段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成する「朝の読書」や読み聞かせ活動などは、様々な波及効果を併せ持つ教育活動です。
- ③ 読書習慣を身に付けさせるために、推薦図書コーナーを設置したり、卒業までの間に一定量の読書を推奨したりするなど有効な手段です。
- ④ 学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能、児童生徒の自主的・自発的・主体的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しており、学校における言語活動や探求活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

(2) 現状

- ① 弘前市の学校図書館については、平成29年度において学校図書標準に定められた蔵書数を達成している学校は、小学校34校のうち15校、中学校は全16校が達成しています。なお、蔵書数が学校図書標準の50%を満たしていない学校は、平成24年度では小学校3校が該当していましたが、平成29年度では全ての小中学校が50%以上となっています。
- ② 学校図書館の司書教諭^{※6}については、平成28年度において、法律で規定されている12学級以上の全小学校16校、全中学校8校に配置されています。
- ③ 平成28年度において、全校一斉の読書活動に取り組んでいる学校数は、小学校では34校、中学校では14校となっています。また、朝の読書については、小学校が21校、中学校が11校となっています。
- ④ 平成28年度において、ボランティアの協力を得ている学校数は、小学校で24校、中学校で1校となっています。また、図書館資料の貸出しなどで市立図書館と連携している学校数は、小学校が11校で、中学校ではありませんでした。

(3) 課題

① 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ア 保護者や地域の読み聞かせボランティアと連携し、地域が一体となって子どもの読書活動の推進を図っていくことが必要です。
- イ 児童生徒に対する読み聞かせや、本への興味を引き出すような工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動など、保護者、地域のボランティアの協力を得ながら学校における読書活動を進めていくことが必要です。

※6 司書教諭・・・学校図書館の管理・運営や、児童・生徒の読書指導をする教諭。学校図書館法により12学級以上の学校には配置義務がある。

② 学校図書館機能の充実・活用

ア 学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、教職員や保護者、教育委員会などが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが必要です。

イ 教職員は、読書活動の意義について理解を深めていくとともに、学校図書館の活用をはじめとした取組に関する情報交換や研究協議などを行い、意識の高揚を図っていくことが必要です。

③ 図書の整備

子どもの読書経験を豊かにするためには、子どもの知的活動意欲を増進し、多様な興味・関心に応える魅力的な図書の整備が必要です。

また、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間において、多様な教育活動を展開していくためにも、図書を充実していくことが求められます。

④ 蔵書情報の整理・共有化

学校図書館と市立図書館、また、学校図書館間で蔵書情報を共有化することにより、図書の共同利用を図り、児童生徒の多様な興味・関心に応えていくことが必要です。そのためには、学校図書館が所蔵する蔵書情報の整理を進めることが必要です。

⑤ 司書教諭を中心とした教職員間の協力

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的役割を担います。

司書教諭が学校図書館の運営において十分な役割を果たすことができるよう、学校司書の配置や教職員間の協力体制の確立、さらには校務分掌上の配慮をするなどの工夫が必要です。

(4) 市の施策

① 児童生徒の主体的な学習活動を支えるとともに、読書活動を通じて子どもの人間形成や情操を育む場としての学校図書館の役割を認識し、学校図書館の蔵書の整備に努めます。

② 子どもたちの豊かな人間性の育成を図り、知的活動意欲を増進するための読書活動が、全ての学校において推進されるよう指導・助言に努めます。

③ 学校図書館を活用したり、児童生徒の読書活動を推進したりしていく上で中心的役割を果たす司書教諭については、市立図書館等と連携を図りながら資質向上を図るよう努めます。

④ 学校図書館の日常の運営・管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う、専門的な知識・技能をもった学校司書の配置に努めます。

⑤ 学校図書館と市立図書館、また、学校図書館間の連携を強化し、情報交換、情報共有、図書の貸出し及び有効活用を推進していきます。

⑥ 家庭や地域との連携・協力をこれまで以上に深め、学校図書館の運営に地域のボランティアの協力を得るなど、学校図書館が子どもの読書活動のよりどころとなるよう努めます。

4 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育所等の役割

- ① 幼児期から読書の習慣化を進めるために、幼稚園や保育所等においても、子どもが絵本等に親しむ機会をつくるなど読書環境づくりが大切です。
- ② 園児たちが安心して図書に触れることができるスペースの工夫や、保護者、ボランティア等との連携・協力によるおはなし会などを行い、子どもたちが絵本等への興味を示せるような環境づくりを進める必要があります。
- ③ 幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う機会を作るため、職員や保護者も読み聞かせ活動グループの実演に子どもと一緒に触れ、読書の大切さや意義について理解を深めるとともに、地域の図書館利用の普及・啓発を図ることが必要です。

(2) 現状

各幼稚園・保育所等では、日常の活動の中で読み聞かせが行われており、今後も継続して実施していくことが望まれます。

(3) 課題

- ① 幼稚園・保育所等と家庭の連携による読書活動の推進
園児の本への興味・関心を引き出すには、幼稚園・保育所等での読み聞かせや読書とともに、その延長として、家庭における読み聞かせや読書環境の醸成が必要です。
そのためには、幼稚園・保育所等で園児が興味・関心のある本を紹介するなど、家庭との連携が重要です。
- ② 図書の整備・充実
園児が本に興味を持ち、読書習慣を身に付けていくためには、魅力的な本を整備・充実させていく必要があります。
- ③ 幼稚園・保育所等と市立図書館の連携
園児が読み聞かせに関心を持ち、また、園児の興味・関心のある本をそろえるために、市立図書館と連携し、団体貸出の活用や情報交換をしていく必要があります。

(4) 市の施策

- ① 幼稚園・保育所等の求めに応じて、子どもの発達段階に応じた図書の選び方に関する助言などの支援をしていきます。
- ② 幼稚園・保育所等の求めに応じて、読み聞かせ活動グループの紹介や、情報提供を行います。
- ③ 魅力的な児童図書の整備を図り、団体貸出の充実に努めます。

第5章 子どもの読書活動の推進・支援体制の整備

1 推進・支援体制の整備

- (1) 子どもの読書活動の推進に当たっては、市の関係部局や関係団体と密接な連携を図りながら、子どもの読書活動を推進するための具体的な方策についての検討、情報交換等を行い、情報の共有化を図り、総合的な推進体制の整備に努めます。
- (2) 各図書館及び地域の子どもの読書活動を推進する団体・グループが連携し、学校、幼稚園・保育所等、放課後児童クラブ、病院、保健センター等、読み聞かせ活動の受入れを希望する関係施設等に対する支援を通じ、子どもの読書活動の推進に努めます。
- (3) 子育てサークル、PTA等、子どもに関わるあらゆる団体へ、子どもの読書活動の推進に係る情報の提供や、読み聞かせ活動グループの紹介等の支援に努めていきます。
- (4) 弘前図書館、岩木図書館、こども絵本の森及び相馬ライブラリーの各市立図書館がそれぞれの果たす役割を認識して、児童図書貸出しの充実や、子どもの読書活動の推進に努めます。

2 普及・啓発

(1) 子ども読書活動啓発事業の推進

① 「子ども読書の日」を中心とした全市的な啓発事業の推進

「子ども読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられました。

平成30年度における当市での「子ども読書の日」に関連する事業は、弘前図書館で「おすすめ図書の展示・貸出し」、「乳幼児のためのおはなし会」、また岩木図書館では「親子手作り絵本」、「本の展示」の4事業が実施されています。

この取組をさらに広げていくため、学校、地域、図書館、関係団体等との連携を図りながら、より充実した啓発事業が展開されるよう働き掛けていきます。

② 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に関する情報を収集するとともに、多くの人々がこれらの情報に容易に接し、活用できるよう、ホームページ上に子どもの読書活動に関する記事を掲載するなど関連情報の提供を行っていきます。

(2) 優良な図書の周知

優良な図書は、子どもの健全な発達と、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で大変重要であることから、関係機関、団体等と連携し、子どもに読ませたい優良な図書を、学校、図書館、児童福祉施設等での紹介や各種広報紙などにより、家庭・地域に周知していきます。

3 市立図書館と学校図書館の連携・協力



子どもの読書活動を推進していくために、市立図書館の図書を学校図書館へ貸出しすることや、図書館職員による子どもたちへの読み聞かせ等の実施及び調べ学習^{※7}実施への支援など、連携・協力を図っていきます。

4 計画の点検・評価

(1) 計画の点検・評価

計画期間における計画内容の進捗状況を把握するために、目標を設定し点検・評価します。

【点検・評価項目】

項目	平成30年度 現状値	令和5年度 目標
市立図書館児童書蔵書冊数	114,945冊	
市立図書館15歳以下の年間貸出人数	84,500人	
市立図書館読み聞かせ事業参加者数	2,108人	
移動図書館巡回箇所数	24箇所	
学校図書標準達成状況（達成校数）	小：12校 中：15校	
学校図書標準達成状況（達成率75%未満の校数）	小：7校 中：0校	
ボランティアの協力を得ている学校数	小：24校 中：1校	
市立図書館と連携している学校数	小：11校 中：0校	

(2) 計画の推進に向けて

計画の推進に当たっては、点検・評価により進捗状況を把握し、計画を着実に推進していくよう努めていきます。

※7 調べ学習…なんらかの課題や疑問の解決を、資料の収集・分析や実地調査等によって行おうとする学習

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）

を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の設備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもが健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。